香取広域市町村圏事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例施 行規則

> 平成19年4月1日 規則第18号

改正 平成20年3月21日規則第4号 平成23年2月25日規則第2号 平成28年2月26日規則第2号 令和4年3月30日規則第6号 令和7年9月19日規則第5号

(趣旨)

第1条 この規則は、香取広域市町村圏事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例(平成19年香取広域市町村圏組合条例第23号。以下「条例」という。)第9条の規定により、香取広域市町村圏事務組合火葬場(以下「火葬場」という。)の管理に関し必要な事項を定めるものとする。

(休場日)

- 第2条 火葬場の休場日は、次のとおりとする。
 - (1) 1月1日から同月3日までの日
 - (2) 友引の日
 - (3) 香取広域市町村圏事務組合管理者(以下「管理者」という。)が別に定める日

(使用時間及び受付時間)

- 第3条 火葬場の使用時間及び受付時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。
- 2 管理者は、前項の規定にかかわらず、特別の理由があると認めるときは、使用 時間及び受付時間を変更することができる。

(使用許可の申請)

- 第4条 条例第5条の規定により火葬場の使用許可を受けようとする者は、次の各 号に掲げる火葬場使用許可申請書を管理者に提出しなければならない。
 - (1) 死体(別記第1号様式)
 - (2) 身体の一部(別記第2号様式)
 - (3) 死産児(別記第3号様式)

- (4) 動物(別記第4号様式)
- 2 前項の申請については、次の各号に掲げる許可書又は証明書を提示しなければ ならない。
 - (1) 死体(妊娠4箇月以上の死胎を含む。) 埋火葬許可書
 - (2) 改葬遺骨 改葬許可書
 - (3) 外科手術、事故等による四肢 医師の証明書

(使用の許可)

- 第5条 管理者は、前条の規定による申請があった場合において、使用の許可を決 定したときは、使用者に対し次の各号に掲げる火葬場使用許可書を交付する。
 - (1) 死体(別記第5号様式)
 - (2) 身体の一部(別記第6号様式)
 - (3) 死産児(別記第7号様式)
 - (4) 動物(別記第8号様式)
- 2 使用者は、前項の許可書を火葬場使用の際、管理者に提出しなければならない。 (許可の取消し)
- 第6条 管理者は、条例第5条の規定により許可を受けた者が、次の各号のいずれ かに該当するときは、その許可を取り消すことができる。
 - (1) 当該運送が法令の規定又は公の秩序若しくは善良な風俗に反するとき。
 - (2) 天災その他やむを得ない事由により運送上支障があるとき。
 - (3) 霊柩の構造その他遺体の運送に適していないため必要な改造を要求しても なおかつこれに応じないとき。

(使用料)

第7条 条例第6条に規定する使用料は、納入通知書(別記第9号様式)により徴収する。

(使用料の減免)

- 第8条 条例第7条の規定により次の各号のいずれかに該当するときは、使用料を 減額し、又は免除することができる。
 - (1) 使用者が香取市、東庄町、神崎町の区域内の住民で生活保護法(昭和25年 法律第144号)の適用を受けているとき。ただし、動物炉の使用許可を受けよ うとする者を除く。
 - (2) その他管理者が特に必要と認めたとき。

2 前項の規定により、使用料の減額又は免除を受けようとする者は、使用料減免申請書(別記第10号様式)を管理者に提出しなければならない。

(使用料の特例)

- 第9条 条例別表第1及び別表第2に規定する使用料(動物炉に係るものを除く。) の管内の区分については、管外の区分に該当する場合であって次の各号のいずれ かに該当するときは、管内の区分を適用することができる。
 - (1) 修学のため、管内から管外の市町村に住所を異動したと認められるとき。
 - (2) 病院、診療所又は施設(以下「病院等」という。)に入院又は入所のため、 管内から管外の病院等の所在する場所に住所を異動したと認められるとき。
- 2 前項の規定により、使用料の特例を受けようとする者は、事実申立書(別記第 11 号様式)を管理者に提出しなければならない。

(その他)

第10条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、管理者が別に定める。

附則

(施行期日)

1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日の前日までに、解散前の北総西部衛生組合火葬場並びに霊柩自動車の設置及び管理に関する条例施行規則(昭和59年北総西部衛生組合規則 第2号)の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この規則の相当規定 によりなされたものとみなす。

附 則 (平成20年3月21日規則第4号)

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則(平成23年2月28日規則第2号)

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年2月26日規則第2号)

(施行期日)

1 この規則は、平成28年4月1日から施行する。

(業務移管に関する経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、業務移管前の香取市火葬場の設置及び管理 に関する条例(平成 18 年香取市条例第 137 号)の規定によりなされた処分、手続 その他の行為は、それぞれこの条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則(令和4年3月30日規則第6号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。

附 則(令和7年9月19日規則第5号)

この規則は、公布の日から施行する。

別記第1号様式(第4条)

火葬場使用許可申請書

	死	亡地											
灰	住	所											
死 亡者	氏	名											
1	生	年月日				年	月	日		性別		男・女	
曲		管内			大人・	小人		管	外		大人	・小人	
申請の種類	火葬場	使用年	三月	日			年	月	日	午	前後	時	分
備	考	1. 北総斎	「場	2.3	おみが	わ聖	苑						

香取広域市町村圏事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例第4条の規定により使用許可の申請をします。

年 月 日

使用者 住所 氏名

香取広域市町村圏事務組合管理者

様

処	理欄	扱 者	印				
受	付生	F 月	日	年	月	日	
許可	可 書 交	付 年 月	日	年	月	日	
許	可	番	号	第		号	
摘			要	1. 北総斎場	2. おみ	がわ聖苑	

第2号様式(第4条)

火葬場使用許可申請書

	身体の一部	の名称									
死	住	所									
死亡者	氏	名									
	生年月	日			年	月	F	1	性	別	男・女
申請	火	管	勺	大	人・	小人		管	外	大人	・小人
請 の 種 場 類		使用名				年	月	l F	日 午	前 後	寺 分
備	考	1. 北	総斎場	2.	おみ	がわ聖	!苑				

香取広域市町村圏事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例第4条の規定に より使用許可の申請をします。

年 月 日

使用者 住所 氏名

香取広域市町村圏事務組合管理者

様

処 理 欄	报者印	
受 付 4	手 月 日	年 月 日
許可書交	付年月日	年 月 日
許 可	番 号	第 号
摘	要	1. 北総斎場 2. おみがわ聖苑

第3号様式(第4条)

火葬場使用許可申請書

T-	分娩	場所									
死亡者の	住	所									
の父母	氏	名									
	分娩年	F 月日		年	月	日		性	別	男・ 不言	
申請	火	管	勺		小人		管	外		小人	
の種類	火葬場	使用名	丰 月日		年	月	日	午	前後	時	分
備	考	1. 北	総斎場	2.	おみがわ	聖苑					

香取広域市町村圏事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例第4条の規定に より使用許可の申請をします。

年 月 日

使用者 住所 氏名

香取広域市町村圏事務組合管理者

様

処 理 欄	扱 者 印	
受 付 年	三 月 日	年 月 日
許可書交	付 年 月 日	年 月 日
許 可	番号	第 号
摘	要	1. 北総斎場 2. おみがわ聖苑

第4号様式(第4条)

水蒸場	(動物)	使用許可申請書	(許可書控)
ノくチャクの	(当カヤクノ)		(正) (11)

No.

おみがわ聖苑			許可番	号 第	号						
動物の種類	犬 (登録番号 猫 ・ その他()							
体 重		kg									
火葬年月日	年 月	日 午前・午後	1	寺 分	ì						
収骨の希望の有無	有	•		無							
使用者 住 所 氏 名 電話番号 年 月 日 香取広域市町村圏事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例第4条の規定により使 用の許可を申請します。 香取広域市町村圏事務組合管理者 様											
	使]	料								
管		内		管	外						
10kg未満	10kg以上30kg未満	30kg以上	-								
P	H H		円		円						
火葬業務	使用		受	付							

- 注意事項 (1) 太枠の内を記入してください。
 - (2) 該当するところを○で囲んでください。
 - (3) ボールペンで書いてください。
 - (4) 管内に住所を有していることを証する書類(運転免許証、保険証等)を 提示してください。

第5号様式(第5条)

火葬場使用許可書

	死	亡地											
亚	住	所											
死 亡者	氏	名											
日	生。	年月日			4	年	月	日		性	生別	男・女	
申請	火	管内	大人・小人				管外				大人・小人		
種類	火葬場	使用年	F 月	日			年	月	日	午	前 : 後	時	分
備	考	1. 北総	斎場	2.	おみだ	がわ狙	2苑						

第 号

上記のとおり使用を許可する。

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合管理者 回

処 理 欄 扱者印 前 午 時 火葬日時及び火葬炉 年 月 第 号炉 日 分 後 円 火 葬 場 使 用 料 計 円 領 収 納入通知書番号 年 月 No. 日 年月日 摘 要 1. 北総斎場 2.おみがわ聖苑

第6号様式(第5条)

火葬場使用許可書

	身体の一	部の名称									
THE /	住	所									
死/	氏	名									
19	生年	月日		年	月	日	4	生別	男	• 女	
申請	火	管内	-	大人・小人		管	外	-	大人・小	卜人	
の 種 類	火葬場	使 用 年	月日	生	F	月	日午		前 時 後	È	分
備	考	1.北総斎	場 2.	おみがわ	聖苑						

第 号

上記のとおり使用を許可する。

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合管理者 回

処 理 欄	扱者印									
火葬日時及び	が 火葬炉	年	月	日	午	前後	時	分	第	号炉
火葬場	見用 料									円
計										円
納入通知	書番号	No.		領 年	東 収 三月日			年	月	日
摘	要	1. 北総斎場	2.お	みが	わ聖	苑				

第7号様式(第5条)

火葬場使用許可書

_	分:	娩場所										
死亡	住	所										
死亡者の父母	氏	名										
分母	分娩	兔年月日			年	月	日		性	上別	男・女 不詳	
申請	火	管炉]		小人		管	外			小人	
種類	火葬場	使用。	手 丿	月日		年	月	日	午	前 : 後	時	分
備	考	1. 北総	斎場	<u>1</u> 2.	おみがれ	⊃聖苑						

第 号

上記のとおり使用を許可する。

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合管理者 回

処 理 欄	扱者印									
火葬日時及び	が火葬炉 じんしゅうしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん かんしん か	年	月	日	午	前後	時	分	第	号炉
火葬場使	見用 料									円
計										円
納入通知	書番号	No.		領 年	頁 巾 三月 E			年	月	日
摘	要	1.北総斎場	2.お	みが	わ聖	苑				

第8号様式(第5条)

火葬場(動物)使用許可書

おみがわ聖苑		許可番号 第	号
動物の種類	大 (登録番号 猫 ・ その他()	
体 重		kg	
火葬年月日	年 月	日 午前·午後 時 分	
収骨の希望の有無	有	• 無	
使用者	住 所 氏 名		

No.

上記のとおり動物炉の使用を許可します。

年

電話番号

月 日

	使	荆 料		
管		内	管	外
10kg未満	10kg以上30kg未満	30kg以上		田
円	円	円		Π
納入通知書番号	第 号	領収年月日	年	月 日

備考

第9号様式(第7条)

納入通知書兼領収書

						No.
納入者	住氏	所 名				様
	年月		取広域市町村 登録番号	圏事務組合 一般会	計)	
1 11×0/0 4 111			.	税抜金額		円
 1. 北総斎場 2. おみがわ聖苑 火葬場使用料(動物) 		内訳	消費税額 (税率 %)		円	
八	升物区川11	(301/07)	合計			円
上記のとおり領収しました。					領山	又済印
年 月 日 香取広域市町村圏事務組合会計管理者						
					担当者	

領収済通知書

					<u>No.</u>			
納入者	住 氏 名				様			
		- - - - 取広域市町村 (登録番号	圈事務組合 一般会計))	pge			
- JI	· ◊∨ → 111	, I , de	税抜金額					
2. 未	総斎場みがわ聖苑葬場使用料(動物)	内訳	消費税額 (税率 %)	円				
	开勿区/17年(新707	合計			円			
Ŀ	:記のとおり領収	領収済印						
	年 月 財広域市町村圏	日	管理者					
				担当者				

第10号様式 (第8条)

使用料減免申請書

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合 管理者 様

申請者

住 所

(所在地)

氏 名

(名称・代表者)

香取広域市町村圏事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例第6条の規定により申請します。

申請区分	減額・免除
使用料等の額	円
使用許可番号	第 号
内容	
申請の理由	
備 考	1. 北総斎場 2. おみがわ聖苑

第11号様式 (第9条)

事 実 申 立 書

年 月 日

香取広域市町村圏事務組合

管理者 様

申請者 住 所

氏 名

印

死亡者との関係

香取広域市町村圏事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則第9条の 規定による使用料の特例を受けたいので、下記のとおり事実申立いたします。

記

死	住	所											
亡	死亡	場所											
者	氏	名											
自 自	生月	年 日			年	月	日		性	別	男	•	女
申 立 事 由													
該当 区分	(1) (2)		を中の特 発等にプ		は入	所中の	特例	ア	イ	ウ	工	オ	カ
使用 料金	火葬場	 身使用料	<u></u>			<u>円</u>							
摘要	1. 非	上総斎場	∄ 2.	おみ	がわ	聖苑							

備考

- 1 香取広域市町村圏事務組合火葬場の設置及び管理に関する条例施行規則第 9条に規定する使用料の特例については、次に該当する場合とする。
 - (1) 修学中の特例

学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条、124条及び126条に規定する 学校への修学

- (2) 病院等に入院又は入所中の特例
- ア 病院又は診療所への入院
- イ 児童福祉法 (昭和22年法律第164号) 第7条第1項に規定する児童福祉施 設への入所
- ウ 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 (平成1 7年法律第123号)第5条第11項 に規定する障害者支援施設又は同条第1項 の厚生労働省令で定める施設への入所
- エ 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法 (平成14年法律 第167号) 第11条第1号 の規定により独立行政法人国立重度知的障害者総 合施設のぞみの園の設置する施設への入所
- オ 老人福祉法(昭和38年法律第133号)第20条の4又は第20条の5に規定する養護老人ホーム又は特別養護老人ホームへの入所(同法第11条第1項第1号又は第2号の規定による入所措置がとられた場合に限る。)
- カ 介護保険法第8条第11項に規定する特定施設への入居又は同法第8条第 25項に規定する介護保険施設への入所

〔記載例〕

- 例1 私の長男○○○は△△大学に修学のため、住所を香取市×××・・・番地から東京都中央区□丁目□番地□号に異動し、□学年に在学していたことに相違ありません。
- 例2 私の父○○○は△△病院に入院のため、住所を香取市×××・・・番地から千葉市中央区□丁目□番地□号に異動したことに相違ありません。